

売買取引の条件

仙台市中央卸売市場
株式会社仙台水産

(1) 営業日及び営業時間

営業日 仙台市中央卸売市場業務条例（以下、「条例」という）第5条に基づく市場開場日営業時間 午前0時から午後12時まで

(2) 取引品目

生鮮水産物及び農林水産物加工品並びに包装資材等関連用品

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

条例第49条に基づき、市場内の卸売場で引渡しを行うほか、個別協議により決定。

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類及び内容

① 受託卸売

条例第58条に基づく委託手数料の率は以下のとおりとする。

取扱品目	委託手数料に係る率
生鮮水産物	100分の5.5
農林水産物加工品	100分の5.5
包装資材等関連用品	100分の5.5

通信費、運送料、売買仕切金送料、保管料、調整費、その他の会社が立て替えた費用は委託者が負担

② 買付卸売

個別協議により決定。

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

① 受託販売

条例56条に基づき、卸売をした日の翌日までに売買仕代金の額を通知し売買仕切金を送付（特約がある場合はその特約による）

② 買付販売

個別協議により決定。

(6) 奨励金の種類及び内容

① 出荷奨励金

条例第59条及び以下の基準に基づき、個別協議の上、交付する奨励金

対象となる出荷者	交付率
各四半期の取扱金額が3000万円以上	取扱金額の4/1000以内

② 完納奨励金

条例第62条に基づき、個別協議の上、交付する奨励金